



## 「溶接ヒューム」が規制対象に追加されました

### 特定化学物質障害予防規則の規制対象へ

労働者に健康被害を発生させる「特定化学物質」。厚生労働省は、金属アーク溶接等作業において発生する「溶接ヒューム※」が労働者に神経障害等の健康障害を及ぼすおそれがあるとして、特定化学物質障害予防規則の規制対象に追加しました(令和3年4月1日施行)。この規則改正に伴い、作業場における全体換気装置による換気、呼吸用保護具の使用等が義務化されることになりました(令和4年4月1日施行)。

※溶接ヒューム

- ・金属アーク溶接等で発生する金属性粉じん
- ・長期間のばく露で健康障害を起こす可能性があります。

### ◆ 特定化学物質としての規制内容

- ① 作業主任者の選定
- ② 溶接作業場に全体換気装置を設ける
- ③ 特殊健康診断の実施
- ④ 作業場の①溶接ヒューム濃度測定、②マスクフィットテスト測定の実施
- ⑤ その他の措置

規制の中から④の①溶接ヒューム濃度測定と、②マスクフィットテスト測定について具体的にご紹介します。

## 1 溶接ヒューム濃度測定

定期測定の義務はありませんが、換気装置の風量増加等の措置、レイアウト変更等の作業環境が変更した際に再度測定の義務があります。

### STEP 1

まずはご相談を



「溶接作業場があるんだけど、規制の対象になるの？」  
 「なにをすればいいの？」  
 「いつ測定に来てくれるの？」  
 「費用はいくらぐらい？」  
 等々

### STEP 2

測定士が現場で測定



測定士が現場にうかがい、作業中に測定を行い、試料を当測定機関にて0.001mg/m<sup>3</sup>の精度で分析します。  
 年間200件以上の作業環境測定を行う確かな実績を持った作業環境測定士が測定します。

### STEP 3

分析結果の報告



分析結果を文書にまとめて報告します。報告書には保管義務があります。測定結果に応じた②マスクフィットテスト測定が必要となります。  
 測定日から発送までは約1カ月程度かかる場合がございます。

問合せ

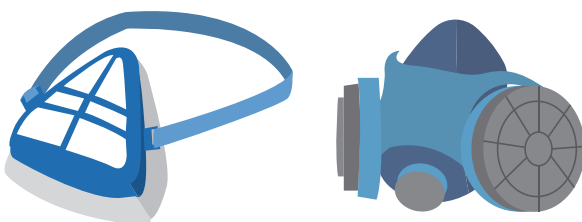
環境科学センター  
 Tel.0942-44-5000

## 2 マスクフィットテスト測定

### ◆ マスク(呼吸用保護具)の選定

溶接ヒューム濃度測定で得られた「要求防護係数」に応じたマスクを選ぶ必要があります。係数未満のマスクは使用できません。

	係数
簡易防じんマスク	4～10
電動ファン付き防じんマスク	14～50



### ◆ マスクのフィットテスト測定

令和5年4月1日から、マスクのフィットテストの1年に1度の定期測定が義務化されました。

マスクの密着度を専用の機械で測定し、結果を3年間保管します。フィットテスターの機械を使用して、リアルタイムの漏れ率を測定することにより、正しいマスクの装着方法の指導にも活用できます。

長年の使用で経年劣化したマスクの使用や間違った使用方法等で漏れ率が不合格になる場合もあります。確かなテストで、安全に使用しましょう。

### STEP 1

作業者一人ずつに対し、約10分間の測定を実施。

### STEP 2

後日結果をとりまとめ、ご報告。

